共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人」とあるのは「及び当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人」と、同令第三十条の二の二第一項第一号及び第二号中「、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人」とあるのは「又は定款変更一般地方独立行政法人」と、同令附則第三十条の二の三第三項中「、職員引継等合併一般地方独立行政法人若しくは」とあるのは「若しくは」と、「、法第百四十一条の三又は法第百四十一条の四」とあるのは「又は法第百四十一条の三」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十九号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十三条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二中「、法第百六条」を「並びに法第百六条及び第百七条の六」に改め、「並びに法第百七条の六の規定による報告の受理」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「二十五億円」を「三十一億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十一号

農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十二号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。